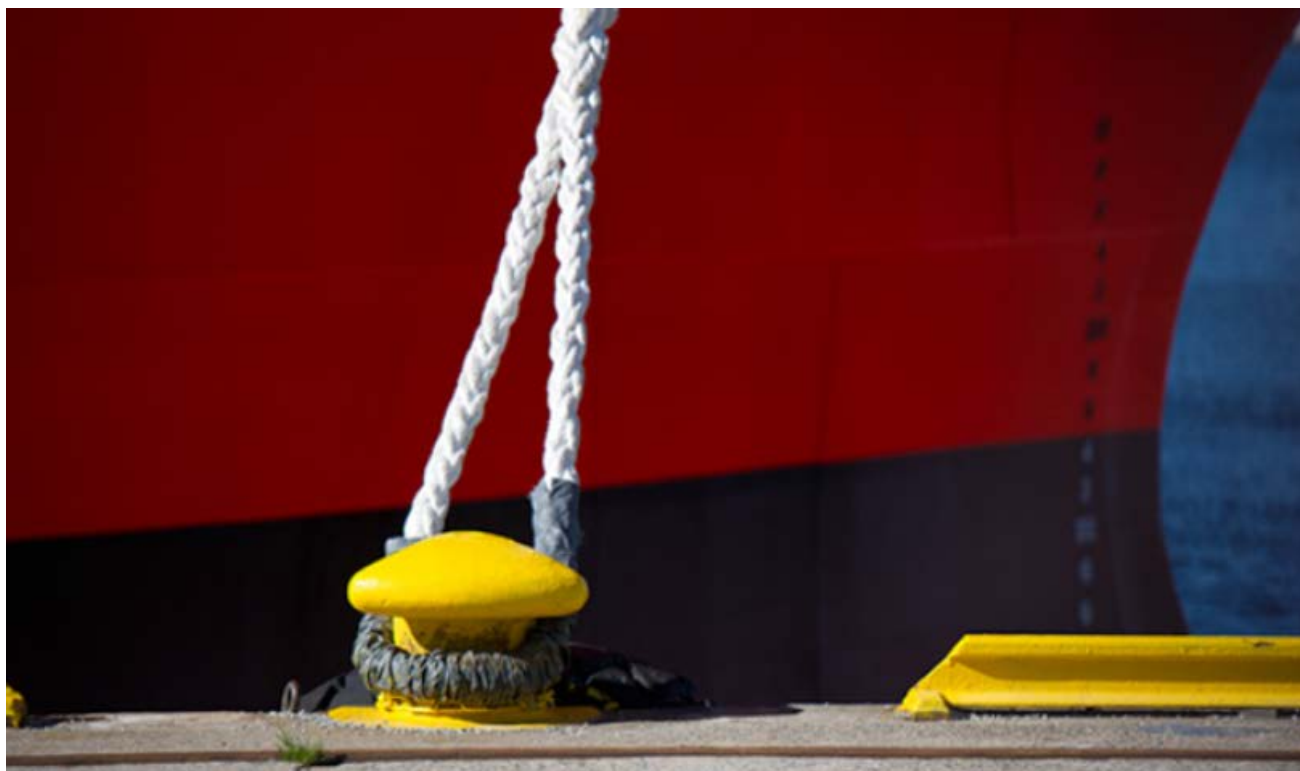


Gard Alert : 各国PSC当局による集中検査キャンペーン



こちらは、英文記事「[Gard Alert: Port state control concentrated inspection campaigns 2014](#)」(2014年8月20日付)の和訳です。

各国のPSC (Port State Control)当局は、2014年9月1日から11月30日の3カ月にわたって、集中検査キャンペーン (Concentrated Inspection Campaigns [CIC]) を実施することを発表しました。

パリ、東京、黒海、インド洋におけるPSC実施に関する覚書 (Memoranda of Understanding [MoUs]) :

これらの地域におけるCICの目的は、改正された1978年STCW条約¹ (マニラ改正を含む) に従って、当直員が休息時間に関する要求事項を遵守しているかを確認することです。

PSC担当官は、甲板および機関室の当直員の休息時間がCICの範囲内であるか、特に最小安全配員証書 (Minimum Safe Manning Document [MSMD]) と休息記録を中心に、詳細に検査する予定です。また、当直業務について、MSMDが機関士の配置を義務付けているか、船舶が「定期的に無人の状態に置かれる機関室」に該当するかという情報も収集される見込みです。2014年7月29日付の共同プレスリリースの中で、パリMoUおよび東京MoUは、定期検査の際にPSC担当官が使用する10項目の調査表を発表しています (内容は[こちら](#)からご確認ください)。すべてのMoU地域において、担当のPSC担当官が同様の調査表を使用すると思われます。

カリブ海におけるPSC実施に関する覚書 :

この地域におけるCICは、SOLAS条約第II-2章に規定する防火に関する要求事項および国際火災安全設備 (Fire Safety Systems [FSS]) コードに関する船舶の遵守状況を確認することを目的としています。

防火関連の問題・課題に対する意識を高めることを意図しており、PSC担当官は、消火設備がすぐに使

¹ The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978 (1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)

用できる状態に維持されているか、整備がきちんと実施されているか、また、船長、船舶職員および部員が消火設備を熟知して各自の任務を遂行できるだけの訓練を受けているかについて検査する予定です。カリブ海 MoU も、定期検査の際、PSC 担当官の指針となる複数項目を列挙した質問表を公表しています（内容は[こちら](#)からご確認ください）。

アドバイス：

キャンペーンの開始前に、検査基準について十分理解するための対策を講じるようにしてください。ほとんどの海事管理局が船舶が IMO の条約・コードに基づいているかどうかの認定を船級協会に委任していることから、船級協会と連絡を取り、今回発表された CIC に関する検査手順について、詳細情報を入手されるのがよいと思われます。

不備が発見された場合、PSC 当局は当該不備を記録し、一定期間内に是正するよう船長に指示しますが、そのみならず、重大な不備が是正されるまで船舶を拘束する可能性もあります。CIC の結果は、分析され、その結果は各 MoU の管理機関に報告された後、IMO に提 されます。

関連するウェブサイトおよび文書：

MoU について：

パリ MoU	http://www.parismou.org
東京 MoU	http://www.tokyo-mou.org
黒海 MoU	http://www.bsmou.org
インド洋 MoU	http://www.iomou.org
カリブ海 MoU	http://www.caribbeanmou.org

休息时间および船員の疲労について：

- Gard News 186号（2007年）「[勤務中の居眠り禁止 - 疲労関連の事故止まず](#)」
- Gard News 185号（2007年）「[海上での衝突 - 不可避?](#)」
- Gard News 166号（2002年）「[疲れに関連した事故の話は聞き飽きたでしょうか?](#)」

防火について：

- Loss Prevention Circular No.06-12「[固定式二酸化炭素消火設備：放出の遅れによる被害について](#)」
- Loss Prevention Circular No.02-12「[機関室における火災予防](#)」
- IMOは、防火システムおよび装置の整備・点検に関して、最低限のレベルを定めたガイドラインをいくつか発表しています。
 - 持運び式船舶用消火器についての改訂ガイドラインに関する決議A.951(23)
 - 固定式二酸化炭素消火設備についてのガイドラインに関するMSC.1/Circ.1318
 - 防火システムおよび防火装置の保守・点検についての改訂ガイドラインに関するMSC.1/Circ.1432

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。